

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金実施細則

(目 的)

第1条 この実施細則は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会・新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程（以下「規程」という。）第43条に基づき、規程に定める退職積立基金制度（以下「基金制度」という。）の実施に必要な細則を定めることを目的とする。

(過去勤務期間の不通算)

第2条 基金制度は、昭和62年4月1日を制度施行日とし、制度施行日前の過去勤務期間は通算しないものとする。

2 制度施行日以降に施設・団体が基金制度へ加入した場合において、その加入職員の過去勤務期間についても通算しないものとする。

(延滞利子の免除)

第3条 次に掲げる事項に該当する場合は、規程第15条ただし書きに基づき延滞利子の一部または全部を免除することができるものとする。

- (1) 加入施設・団体の組織上の問題により延滞し、延滞利子の財源調達が困難であるとき。
- (2) 災害により、納付期限までの支払が困難なとき。

(納付金の支払方法)

第4条 協議会は、加入職員であった者またはその遺族が、規程に定める給付を受ける権利を取得したことにより、加入施設・団体経由で協議会に対し、給付金支払いの請求を行ったときは、その者に対して、直接給付金を支払うよう信託銀行へ指図する。この場合において給付金が年金であるときは、第2回目以後、その請求を省略する。

2 規程第37条の規定による施設・団体の脱退に基づく契約の解除の場合の給付金は、加入施設・団体を經由して支払うものとする。

(給付金の支払いの保留)

第5条 加入施設・団体において掛金の滞納がある場合は、給付金の支払いを保留することがある。

(受理事項の通知)

第6条 加入施設・団体は、退職年金受給権者または一時金を受ける権利を有する者から、その者の署名・捺印のある規程第33条に規定する受給者届を受理したときは、速やかにこれを協議会宛届け出なければならない。

2 前項に規定する場合のほか、規程第6章の規定による受給手続きの諸届についても、前項に準ずるものとする。

(契約の解除)

第7条 協議会または加入施設・団体は、当該施設・団体が次の各号のいずれかに該当したときは、規程第37条の規定を適用できるものとし、当該施設・団体の職員退職積立契約を解除することができる。

- (1) 加入施設・団体が、掛金を納付期限後6カ月以内に納付しなかったとき。
- (2) 加入施設・団体が、規程の定めを違反したとき。
- (3) 当該加入施設・団体の加入職員全員が、当該施設・団体の加入職員でなくなったことにより、当該加入施設・団体が、職員退職積立契約の解除を申し出て、協議会がこれを認めたとき。
- (4) 当該加入施設・団体の加入職員全員が同意し、当該加入施設・団体が、職員退職積立契約の解約を申し出て、協議会がこれを認めたとき。
- (5) 当該加入施設・団体に加入職員が2年間いなかったとき。

2 職員退職積立契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。

3 加入施設・団体は、職員退職積立契約を解除したときは、遅滞なくその旨をその加入職員に通知しなければならない。

(契約解除の特例)

第8条 加入施設・団体に未払い掛金がある場合であっても、特に支払い困難な事情があると協議会が認めた場合であって、規程第37条第1項ただし書きを適用することが適当でないとして協議会が認めたときは、同項ただし書きの規定にかかわらず、当該加入施設・団体は、未払い掛金があっても解約できるものとする。

(事務処理要領)

第9条 各加入施設・団体における事務処理については、別途制定された事務処理要領に従うこととする。

(その他)

第10条 その他この細則に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項を別途定めることができるものとする。

付 則

- 1 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この細則の一部改正は、平成20年3月21日から施行する。